

牟礼協育ネット協議会規約

(名称・構成および事務局)

第1条 本会は「牟礼協育ネット協議会」(以下「協育ネット」という。)と称し、牟礼地域各団体代表、防府市立牟礼中学校・防府市立牟礼小学校・防府市立牟礼南小学校各運営協議会委員をもって構成し、事務局は防府市牟礼公民館(以下「公民館」という。)内に置く。

(目的および通称使用)

第2条 協育ネットは、牟礼地域の幼児期から中学校卒業程度までの15年間の子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための概ね中学校区をひとつのまとまりとした仕組みとしての組織であり、学校づくりと地域づくりの一体的な推進を図ることを目的とする。

2 上記の目的を実現するために、協育ネットは、「牟礼は一つ 地域まるごと学校」のスローガンを掲げ、「子どもに牟礼の未来を託そうネット」をキャッチコピーとし、通称として「牟礼ミラタクネット」を使用する。

(推進委員会)

第3条 協育ネット内に「推進委員会」を設置し、第2条の目的を実現するための活動計画を策定する。

(推進委員会委員)

第4条 推進委員会委員は15名とし、次の各号に掲げるものの内から、協育ネット委員の互選により決定する。

- (1) 各小中学校運営協議会代表者3名
- (2) 各小中学校長
- (3) 牟礼地域各団体代表7名(協育ネット委員以外も含む)
- (4) 牟礼公民館職員2名

2 推進委員会には、アドバイザーとして防府市教育委員会、オブザーバーとして防府市立国府中学校の参加を認める。

3 委員に欠員ができたときは、新たに委員を選出することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 第4条第3項により新たに選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない行為を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協育ネット及び各団体の運営に、著しく支障をきたす言動を行うこと(会長・副会長及び幹事)

第7条 推進委員会に会長・副会長及び幹事を置き、委員の互選により決定する。

2 会長は、協育ネット及び推進委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 幹事は、計画の策定並びに実施に伴う推進業務を総括する。

5 会長は、必要があるときは各団体に対し、報告及び説明を求めることができる。

(会議)

第8条 協育ネット及び推進委員会の会議は、会長が招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。

2 推進委員会の会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会議の場に必要であれば、委員以外の有識者を出席させることができる。

(基本方針等の承認)

第9条 会長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針・計画等を作成し、協育ネットの承認を得るものとする。

(1) 子どもや教職員の地域行事、公民館活動等への参加

(2) 地域住民の保育園・幼稚園、学校教育活動等への参加

(3) 学校施設等を利用した地域住民の活動

(4) 情報や資料の収集と発信・提供

(5) 各団体、地域住民の意識・要望を生かした諸活動の推進

(6) 熟議の場の提供

(7) その他

2 会長は、前項において承認された基本的な方針・計画等に従って、協育ネットの運営を行うものとする。

(運営の参加)

第10条 協育ネットは、運営について、保護者及び地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう、協働実践による支援を行うものとする。

(運営に関する情報提供)

第11条 協育ネットは、保護者、地域住民に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。

(運営費)

第12条 協育ネットは、原則として、個人および各団体からの助成金によって運営するものとする。

(会計)

第13条 協育ネットの会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(運営規則)

第14条 協育ネットは、その設置目的に従って活動する。

2 協育ネットは、その設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

附則

この規約は、平成27年1月22日から施行する。